

平成25年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成25年12月5日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について
 - 議案第66号 指定管理者の指定について
 - 議案第67号 指定管理者の指定について
 - 議案第68号 指定管理者の指定について

議事日程第1号

平成25年12月5日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 岐阜県建設技術協会の要望書

(2) 常任委員会所管事務調査報告書

(3) 定例監査実施報告書

(4) 現金出納検査結果報告（平成25年8月～平成25年10月分）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 12件

議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について

議案第66号 指定管理者の指定について

議案第67号 指定管理者の指定について

議案第68号 指定管理者の指定について

日程第5 議案の審議及び採決 1件

議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（12名）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 議長 加藤保郎 | 1番 高山由行 | 2番 山口政治 |
| 3番 安藤雅子 | 5番 柳生千明 | 6番 山田儀雄 |
| 7番 伊崎公介 | 8番 植松康祐 | 9番 大沢まり子 |
| 10番 岡本隆子 | 11番 佐谷時繁 | 12番 谷口鈴男 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------|--------------|
| 町長 渡邊公夫 | 副町長 瀨瀨久美 |
| 教育長 高木俊朗 | 総務部長 鍵谷昌孝 |
| 民生部長 田中康文 | 建設部長 奥村悟 |
| 企画調整 担当参事 葛西孝啓 | 総務課長 寺本公行 |
| 企画課長 山田徹 | まちづくり課長 須田和男 |
| 税務課長 佐久間英明 | 住民環境課長 小木曾昌文 |
| 保険長寿課長 加藤暢彦 | 福祉課長 若尾要司 |
| 農林課長 田中宣行 | 上下水道課長 亀井孝年 |
| 建設課長 伊左次一郎 | 会計管理者 田中秀典 |
| 学校教育課長 藤木伸治 | 生涯学習課長 水野嘉博 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|------------------|
| 議会事務局長 渡辺謙二 | 議会事務局 書記 渡辺一直 |
|-------------|------------------|

開会の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成25年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の申し込みがありましたので、これを許可します。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

それでは、招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今週は非常に穏やかな週、日にちが続いております。といいましても師走でありますので、寒くなる前の少しばかりの穏やかな日であるかなというふうに思います。12月第4回定例会を招集しましたところ、早朝より御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、町長の挨拶ということでさせていただきます。

この10月に発生した台風は、例年になく多く、各地に災害をもたらしました。中でも伊豆大島、フィリピンでの被害は甚大なもので、被災された方々に心よりお見舞い申し上げるところでございます。

伊豆大島に災害をもたらした台風26号では、24時間雨量が800ミリを超えるという過去に記録のないような雨量にもかかわらず、新たに制度化された特別警報が発令されないという、住民が避難行動をする上での情報が不足したことが、被害が拡大した一つの要因でなかったかと推測いたしております。折あしく町長、副町長ともに不在で、担当者も待機しておらず、指示系統が機能しなかった事実はマスコミから批判を浴びる結果となりました。これは、全国の自治体に新たな教訓を与えることとなり、災害時対応の再確認を迫られることとなりました。

フィリピンを直撃した台風30号は、最大瞬間風速が90メートル以上、中心気圧が800ヘクトパスカル以上の規模であり、報道では史上最強の台風という表現がありました。これらの台風の発生がことしの夏のような異常気象が原因であるなら、地球温暖化が急速に進む状況下では毎年同程度の台風が発生しても何ら不思議ではありません。

ことしにつきましては、本町において台風や豪雨による災害はありませんでしたが、いつま

た7・15や9・20のような災害が発生するとも限りません。もとより本町は、町長、副町長が同時に不在にならないようスケジュール調整は綿密に行っておりますし、警報が出た時点で各担当課が当番制で待機するというシステムが構築されております。今後も想定外を一つでも減らせるよう努めてまいりたいと改めて考えているところであります。

それでは、御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げますとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

豪雨災害対策として、河川の整備は重要な要素となってまいります。本町には、岐阜県が維持管理を行う可児川を初めとした6つの一級河川がありますが、これらにつきましては、県により順次しゅんせつ工事等を進めていただいております。そのほか河川や水路は、普通河川として町が管理しておりますが、特に改修整備が急がれる長岡排水路につきましては、下水道法に基づく事業計画協議を経て社会資本整備総合交付金事業の雨水対策事業を活用し、区域内の486メートルの測量設計業務を今年度中に終える予定であり、11月下旬には長岡地域の皆さんに工事説明会を終えたところであります。これにつきましては、繰り越し事業になることを前提としながらなるかと思われませんが、豪雨災害に対するハード面の備えを進めてまいりますので、議員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

冒頭にも述べましたように、温室効果ガスによる気候の変化や異常気象は、年々顕著にあらわれてきているように思われる中、本町は岐阜県内で唯一の環境モデル都市として、まさに温室効果ガス削減のモデルとなる立場となりました。環境モデル都市に選定されるに当たって、本町における温室効果ガスの削減目標は2009年比で2030年までに22%、2050年までに35%と掲げております。この目標数値達成に向けて、CO₂の吸収量を高めるための森林整備施策を柱に、公共施設への再生可能エネルギーの積極的な導入や公共交通の利用促進、公用車をEV、EHVへ転換するなど先駆的な取り組みを展開してまいります。何よりも重要なことは住民一人一人に環境問題を意識していただくことでもあります。各家庭での削減活動、削減量が大きなウエイトを占めることから普及活動や支援施策についても力を注いでまいりたいと思っております。

環境モデル都市として、今後の事業展開の計画であるアクションプランにつきましては、一般の議員全員協議会で御報告いたしましたとおり、昨年10月のモデル都市応募時に内閣府へ提出しました提案書に基づき、ほぼ年次計画が固まってまいりました。今後5年間に取り組むアクションプランの中には、若干ハードルの高い取り組みも盛り込んでおりますが、当初掲げた削減目標を意識しつつ、環境、里山保全、防災をキーワードとした低炭素なまちづくりを進めるため、現在、平成26年度の予算編成作業を行っているところでございます。議員の皆様におかれましても来年度からの取り組みに御理解をいただくとともに、広く住民に対する呼びかけ、

周知、そして具体的な施策の提案などについて御協力を賜りたいと思います。

公共交通の柱でもある名鉄広見線の利用状況について報告いたします。

広見線の運行活性化については、3年間の財政支援並びに利用促進活動を今年度より再び開始したところであります。この9月までの上半期の利用者数を見ますと、依然として厳しい状況が続いております。この状況に歯どめをかけるべく、広見線活性化協議会では通勤、通学関係者や観光団体などに積極的な働きかけを実施しているところであります。

今年度から、環境モデル都市行動計画の取り組みの一環としてノーマイカーデーを実施しておりますが、ノーマイカーデーには多くの方が広見線を利用しており、全体の利用者の数字は減ってはいるものの、環境対策の一環としての公共交通の再生としての意識は高まっているものと思われまます。今後も通勤・通学者等にはなくてはならないもの、また環境対策として、公共交通として沿線の住民や団体組織が一体となった利用促進策を展開し、鉄道存続を図ってまいります。

4月から再編スタートしました町コミュニティーバスについても、今年度上半期の状況を申し上げます。

まず御嵩・中地区を中心に運行しておりますふれあいバスにつきましても、1日平均78人の利用がありました。また、上之郷と伏見地区を運行しておりますデマンド式のふれあい予約バスは、1日当たり約26人、1台平均2.3人の乗車率となっております。

このバス交通体系については、高齢者の皆さんを初めとする利用者のニーズに十分対応できるかなど、地域自治会や団体などへの訪問と懇談を重ねて、改善に向けての検証を実施してまいりました。その結果、バス停の新設や移動と、発車便数の増加、ルート変更、さらにはデマンド予約時間の短縮を図る計画を進めており、そのための補正予算を今定例会に上程させていただいております。なお、体系の見直しはこれで終わりではなく、今後も町民の皆様との話し合いの中で意見を聞き、真に便利で乗りやすいバス運行を目指してまいります。

可燃ごみ排出量は年々増加の傾向にあります。可燃ごみを減量することは、最終処分場の延命となり、ひいては可茂衛生施設利用組合の負担金軽減にもつながります。そして、環境モデル都市のまちとしてCO₂の削減の一翼を担うことから重要と考えております。

その施策の一つとして、プラスチック製容器包装の分別収集をこの6月から4つの自治会でモデル的に実施していただいております。これまでの取り組みの結果について、各モデル自治会へアンケート調査を行ったところ、可燃ごみ袋の中身が半分以上減ったという方が5割を占め、今後の取り組みについては、7割の方が継続して取り組むべきと回答されております。分別制度につきましても目立った異物の混入はありませんでした。これらを総合的に評価してごみ減量効果があると判断し、来年度から全町導入に向けて準備を進めてまいります。ただし、

従来の自治会役員の立ち会いによる分別収集とは異なり、指定袋による集積所収集とすること、プラスチック製容器包装の対象品がわかりにくいという声があることなど、全町実施をする上での課題もあるため、十分な説明を行い周知する必要があります。

また、減量意識を高めていただくために、プラスチック製容器包装分別収集の導入とあわせてごみ袋料金の値上げを実施したいと考えております。値上げについては、努力、協力していただける方には今までより負担が軽くなり、そうでない方には負担増となるような仕組みを考えております。ごみ袋の料金体系につきましても当然住民の方の理解が不可欠であり、1月中旬から全ての自治会、住民団体やアパート管理者の方に説明を行い、御意見を伺いながら進めていく予定であります。今回の補正予算におきまして、住民説明用資料の印刷経費を計上させていただきました。

指定管理者に管理を委託する指定管理者制度につきましては、介護保険制度の対象とならない高齢者の生きがいと社会参加を促進し、閉じこもり防止や身体機能の維持向上などを目的とした高齢者生きがい活動支援センターあつと訪夢において平成20年度から適用してまいりましたが、これにより事業内容の充実、利用者数の増など、高い実績を得ることができました。今回、あつと訪夢の指定管理者の期間満了に伴い、今後はこの指定管理者制度を同じく高齢者生きがい活動支援センターであるふらっとハウス、そして40歳以上の方の健康増進施設であるみたけ健康館においても適用することといたしました。公募により募集し、審査の結果、以上の3施設について指定管理者が決定いたしました。この指定管理者制度により事業のさらなる充実、有効活用や利用者増につなげていき、町民の皆さんにいつまでも健康で長生きをする、いわゆる健康寿命を延ばしていただきたいと考えております。また、皆さんが健康で過ごされることにより、将来的には介護給付費、また医療費などの歳出を抑えることができれば大変ありがたいと考えております。

次に、御嵩町障害者支援多機能事業所として身体、知的など障害のある方々が通所し、自立に向けた活動などを行っていただいているあゆみ館に対してですが、現行条例上では指定管理者となるべき要件として社会福祉法人に限定されておりますところを、条例改正により、地方自治法の趣旨に沿って福祉事業に着手し、事業展開しているNPO法人等の団体にまで拡大をいたします。これにつきまして、現在障害者福祉サービスへの参入団体が多くなっている状況、さらにあゆみ館通所者の保護者から、通所者自身や保護者の高齢化に伴う将来の不安を解消するための障害者ケアホームの要望があり、将来的により高い障害者福祉サービスの実践展開ができる環境整備として指定管理者となるべき門戸の拡大と、事業所としてのフットワークのよさ、事業者の福祉にかける情熱、円滑な福祉サービスが実践されることを期待しての条例の一部改正ですので、御理解をいただきたいと考えております。

次代の社会を担う子供は町の宝であり、子育ては社会全体で応援しなければなりません。その重要性は、本町の施策のトップと位置づけ、妊娠から出産も含め展開してまいったところがあります。制度としては、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、計画的に推進するため制定されました子ども・子育て支援法の規定においては、市町村においてもこれらを総合的、計画的に行うため、市町村の子ども・子育て支援事業計画を策定することとされております。その計画の策定に関しての意見聴取や施策に関しての調査・審議をするための合議制の機関として、本町においても子ども・子育て会議を設置し、この組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的として条例を制定するものであります。

現在、平成15年7月から平成27年3月までの時限立法として制定されている次世代育成支援対策推進法に基づきニーズ調査を行い、協議会組織を立ち上げ策定した行動計画により、子育て支援に関する施策を展開しているところではありますが、平成27年度からは子ども・子育て支援法に基づき策定した支援事業計画により子育て支援策を展開していくこととなります。保育サービスの状況、子育て支援体制などを踏まえて、現在本町における教育、保育、子育て支援へのニーズ調査を実施しているところであり、この調査結果をもとに、今回提案させていただいた条例により設置する子ども・子育て会議で十分調査・審議を行い、平成26年度中に本町の子ども・子育て支援事業計画の策定を目指してまいります。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回提案の一般関係補正予算関連について主なものを御説明いたします。

まず歳入についてですが、住宅土地統計調査員の増加に伴い統計調査委託金を4万1,000円の増、公務災害補償に係る保険金として8万6,000円の増などを計上しております。

次に歳出であります。コミュニティーバス再編後の検証に基づくルート修正等に伴い備品購入費として160万8,000円を新規に追加し、平成26年度から始まるプラスチック製容器包装分別収集の自治会等説明用パンフレット作成に伴い印刷製本費が27万2,000円の増、消防自動車購入費の確定に伴い566万円の減など、歳入歳出補正予算額12万6,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸問題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明を申し上げます。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係2件、条例・規約関係6件、指定管理者の指定関係3件、都合12件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただき

ますようよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思います。よろしく願います。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 植松康祐君、9番 大沢まり子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（加藤保郎君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月18日の議会運営委員会において、本日より12月13日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より13日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付いたしました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、願います。

諸般の報告

議長（加藤保郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

岐阜県建設技術協会の要望書、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告（平成25年8月から10月分）、以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、岐阜県建設技術協会の要望書については、11月28日の総務建設産業常任委員会協議会で取り扱いについて御協議をされております。

以上で議長報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（加藤保郎君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第57号から議案第68号までの12件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件12件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 瀬瀬久美君。

副町長（瀬瀬久美君）

それでは、議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明をいたします。

議案つづりの1ページ、資料つづりも1ページをお願いいたします。

固定資産の評価審査委員は、固定資産の価格に関し納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることになっております。委員の定数は3名ですが、この委員のうち、三宅直樹さんが平成25年12月20日で任期満了となります。三宅さんには平成22年12月から固定資産評価審査委員として御活躍をいただいております。今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお任期は、平成25年12月21日から3年間です。

資料つづり1ページの履歴書をごらんいただきたいと思っております。三宅直樹さんは、昭和19年12月18日生まれの68歳、住所は御嵩町中2678番地126であります。公職歴につきましては、民生委員、児童委員なども務めておられ、人格、識見とも固定資産審査委員会委員にふさわしい方であると思っております。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。以上であります。

議長（加藤保郎君）

続きまして、補正予算関係に入ります。

議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

議案第58号 平成25年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

補正予算書つづりピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1条で12万6,000円を追加し、予算総額を65億433万9,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページ掲載、第1表 歳入歳出予算補正によります。

それでは、歳入予算について説明いたしますので、7ページをお開きください。

款13使用料及び手数料の補正は、過年度からの滞納繰越分がなかったことにより、道路占用料滞納繰越分を1,000円減額するものであります。

款15県支出金は、住宅・土地統計調査員増加による委託金4万1,000円の増額です。

款20諸収入の補正は、緊急雇用創出事業で雇用した屋外作業員のけがに伴う公務災害補償の保険金8万6,000円を計上するものです。

8ページに移り、歳出の説明をさせていただきますが、まず節03職員手当等の人件費の補正は、亜炭廃坑対策、環境モデル都市対策などの事務量増加により、一般会計全体で時間外勤務手当233万円を増額しています。なお、12ページ以降に給与費明細書を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、職員手当以外のものについて説明いたします。

款02総務費、項01総務管理費の目01一般管理費では、節04共済費を3,600万円増額しています。これは、早期退職者に係る職員退職手当組合への特別負担金であります。

節05災害補償費8万6,000円の増額は、歳入で説明しました緊急雇用創出事業における屋外作業員のけがに対するものです。節09旅費48万1,000円、節14使用料及び賃借料6万8,000円の増額は、亜炭廃坑環境モデル都市関連の出張による増額であります。

目03企画費の補正は、コミュニティーバス再編後のルート変更に伴う社内の音声案内変更手数料8万4,000円を節12役務費で、バス停追加に伴う看板費用160万8,000円を節18備品購入費でそれぞれ計上しております。

目04電算管理費は、平成26年2月に更新する住基ネットの機器更新による補正です。

節12役務費でデータ移行などの作業手数料97万5,000円を、節13委託料で新規購入機器の保守委託料8万円をそれぞれ増額し、節14使用料及び賃借料では一括処理作業によりリース料13万4,000円を減額しています。

目06交通安全対策費は、自治会に対する防犯灯設置補助金について、LED化への申請件数が多いため20万円増額であります。

目14財政調整基金費は、積立金の3,852万4,000円の減額です。

項05統計調査費は、住宅・土地統計調査員1名増加による報酬4万1,000円の増額であります。

9ページをお願いいたします。

款04衛生費、目05環境衛生費、節11需用費の補正は、27万2,000円の印刷製本費増額です。これは、平成26年度から始まるプラスチック製容器包装分別収集に備えた自治会説明用パンフレットの印刷であります。

10ページの款08土木費、項03河川費は、井尻川河川改修に伴う用地購入費を面積確定に伴う不足分36万3,000円を増額するものです。

款09消防費、節18備品購入費は、可茂消防事務組合の消防救急デジタル無線化に伴う本町設置の可搬型デジタル消防無線受令機及び第3分団車載無線電話装置購入のため70万9,000円を計上し、また第2分団消防自動車購入費確定により566万円を減額するものであります。節19では、可児郡消防協会負担金を15万円増額しています。これは、8月に開催された岐阜県消防操法大会の式典に御嵩町消防団ラッパ隊が参加、演奏しましたが、ラッパ購入等の経費がかさんだため、不足分15万円を増額するものです。

款10教育費の補正は、私立幼稚園奨励費補助金を補助単価引き上げなどのため99万7,000円を増額します。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第59号 平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明いたします。

インデックス補正予算の水色の表紙の1ページをお願いします。

平成25年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）は、8月2日に長谷送水ポンプ場で送水管破損事故が発生し、これの修繕に多額の費用を要したため今後の支出に備えるための修繕費の増額補正等でございます。

第2条として、収益的支出の予定額を支出の第1款水道事業費用のうち、第1項の営業費用を600万円増額し、第4項の予備費を同額減額するもので、水道事業費用の4億7,700万円の増減はありません。

次に、2ページをお願いします。

2ページは予算実施計画、3ページは資金計画となります。後ほどお目通しをいただきまして、4ページ、5ページの予定損益計算書の5ページをお願いいたします。下から3行目になります。

今回の補正により、今のところの当年度の純損失は792万9,000円を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は2,844万179円を予定するものでございます。

次のページからは予定貸借対照表となります。後ほどお目通しをお願いいたしまして、9ページをお願いします。実施計画明細書でございます。

収益的支出の支出の第1項営業費用のうち、節の13修繕費を600万円増額し、第4項予備費を同額の600万円減額するものでございます。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

次に、条例関係に入ります。

議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案つづり3ページをお願いいたします。

議案第60号 御嵩町延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明いたします。

平成25年度税制改正に伴い、最近の低金利の状況を勘案し、市中金利を踏まえた水準に延滞金の割合の特例を見直した地方税法改正を受け、関係する条例として、第1条で督促手数料及び延滞金条例を、第3条で介護保険条例を、第4条で後期高齢者医療に関する条例を改正し、また地方税法以外の国の法律に基づき延滞金の率を変更するなどのため、第2条で国民健康保険高額医療費資金貸付条例を、第5条で道路占用料徴収条例を、第6条で公共下水道事業受益者負担に関する条例を、都合6件の条例改正を一括で行うための条例制定であります。

それでは、資料つづり2ページをお願いいたします。

各条文の概要を説明させていただきます。

まず第1条です。御嵩町督促手数料及び延滞金条例の本則第4条で、延滞金の割合は納期限後1カ月以内は年7.3%、それ以降は年14.6%と延滞金の割合が定められており、附則第2項

でこの割合の特例が規定されております。

今回の改正は、この附則の改正であります。本則第4条で規定された納期限後1カ月以内の年7.3%の割合を租税特別措置法に基づく財務大臣が告示した貸出約定平均金利、いわゆる直近の国内銀行が行った短期貸し付けの平均金利に年1%を加算した特例基準割合に、さらに年1%を加算した割合とし、また本則規定の年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%を加算した割合とするものであります。

第2条の御嵩町国民健康保険高額医療費資金貸付条例の改正は、契約に基づく私債権であることから民法の適用を受け、延滞金の名称を違約金に、利率を年5%に改正するものです。

第3条、御嵩町介護保険条例、第4条、御嵩町後期高齢者医療に関する条例はともに第1条の改正と同様であります。

第5条、御嵩町道路占用料徴収条例の改正は、道路法第73条第2項の規定に基づき、また第6条、御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の改正は、都市計画法第75条第4項の規定により、それぞれ延滞金の割合について年7.25%、または年14.5%とし、附則でその特例を定めるための改正であります。

最後に、施行日は平成26年1月1日。

延滞金、違約金に係る経過措置をそれぞれ附則において規定しております。

なお、資料つづりの4ページから10ページまで、新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 須田和男君。

まちづくり課長（須田和男君）

議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案つづりは7ページ、資料つづりは11ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、法律の改正に伴い条文の整理をするための改正でございます。

平成25年9月20日付で、いわゆる小規模企業活性化法が施行され、小規模企業の事業活動の活性化を支援するため、関連する19本の法律が改正されました。この中に中小企業信用保険法の一部改正も含まれており、小規模企業の円滑な資金調達を図るため、新たな貸し付け形式として電子記録債権割引というものが追加されました。この電子記録債権割引に関する条項が法律第2条第2項、第2条は法律中の用語の定義をうたった条項ですが、この第2項として条文

が挿入されたため以下改正前の第2項が第3項に、第3項であったものが第4項にという形で各条項が繰り下げられました。この結果、この法律の条項を引用している御嵩町小口融資条例について項ずれが生じたので、法律にあわせて条文を整理するものでございます。

資料つづり11ページ、新旧対照表をお願いいたします。

条例第4条は、本町の小口融資制度を利用できる申込人の資格、つまり利用できる事業者の条件を規定しておりますが、この第1号中利用できる小規模企業者とはどういう業種、雇用規模の事業者かという定義について、中小企業信用保険法を引用しておりますが、今回の法改正により、「第2条第2項」が「第2条第3項」に変わりましたのでそのように条文を改めるものでございます。小口融資の手続、融資内容等々につきましては、何ら変更を生ずるものではないでございます。

議案つづり7ページに目を移していただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定しております。

以上で議案第61号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第62号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 佐久間英明君。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、議案第62号について御説明申し上げます。

議案つづりの8ページをお開き願います。8ページからになります。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるという内容であります。内容につきましては、今度資料つづりのほうの12ページから概要、それから新旧対照表をずうっと掲載しておりますので、そちらで説明をいたします。

資料つづりの12ページをお開き願います。

今回の改正は、ことし3月末になされました平成25年度の税制改正に伴いまして6月に地方税法の施行令、施行規則が改正されたことを踏まえまして、町税条例についても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、まず1つ目としまして公的年金に係る町民税の特別徴収についてですけれども、これは年金所得者の納税の便宜などの観点から、まず(1)としまして賦課期日後の町外への転出者についても特別徴収を継続して対象とすることとあわせまして、(2)としまして年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を見直して、前年度の年金所得に係る町

民税額の2分の1に相当する額とすることによりまして、年間の特別徴収税額の平準化を図るというものであります。

次に2つ目としまして、株式等に係る譲渡所得等及び配当所得等に係る課税の特例であります。これは株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び上場株式等の譲渡所得等に係る分離課税に改組したことに伴いまして、所要の補正を行うものであります。

これらのほかに3番目に書いてありますが、その他としまして、単に課税標準の細目を定める規定について、条例の性格を踏まえまして法令との重複を避けるために削除する内容などなっています。

施行日は公布の日からということになりますが、一部の経過措置につきましては平成28年1月1日。それから年金特別徴収関係、これにつきましては平成28年10月1日。それから株式等譲渡所得等関係につきましては、平成29年1月1日になります。

続きまして、次の13ページから新旧対照表を掲載していますのでお願いします。

13ページ、真ん中あたりにあります第32条の5の2、それからその次のページ、14ページの第32条の5の5につきましては、先ほど御説明申し上げました公的年金の特別徴収についての改正部分になります。

それから少し飛びまして、19ページに飛んでいただきまして、19ページの下の方、第18条、それからずうっとありまして、その後今度21ページに続きまして18条の2の部分につきましては、先ほど御説明申し上げました株式等に係る譲渡所得等についての改正部分になります。

あと、22ページ以下にずうっと削除、削るといふ部分が続きますけれども、これも先ほど御説明申し上げました規定の重複の削除の改正部分になります。

以上のほかに法令の改正等に伴う影響部分の所要の改正、それから条項のずれに対応するための改正、それから附則で施行期日、経過措置を定める内容などとなっております。改正文等につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長（加藤保郎君）

議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 指定管理者の指定について、議案第67号 指定管理者の指定について、議案第68号 指定管理者の指定について、以上4件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

て御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、平成25年法律第3号等の施行に伴い分離課税に関する事項を改正する必要があるため、改正するものでございます。

それでは、議案つづりの11ページと、資料つづりの36ページの新旧対照表をお願いいたします。内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。表の右側が現行の条例、左側が改正案でございます。アンダーラインの部分が改正する箇所ということになっております。

まず附則の第3項でございます。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして、見出し及び本文中の「配当所得」を「配当所得等」に改めるものであります。

続きまして、附則第6項でございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等と、それから上場株式等に改組したことに伴いまして、見出し、それから本文中の「株式等」を「一般株式等」に改めるなどの改正でございます。

続きまして、附則第7項でございます。上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴う改正であります。そのほか項の削除、それからそれに伴います項番号の繰り上げなどがございます。

なお、この条例の施行日は平成29年1月1日からであり、適用区分といたしまして改正前のこの条例の規定は、平成29年度以後の国民健康保険税について適用するものであり、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであるということでございます。

以上で議案第63号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第66号、67号、68号につきまして順次説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案つづりの16ページをお願いいたします。

指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1つ目に指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、御嵩町高齢者いきがい活動支援センターみたけ、通称ふらっとハウスであります。

2つ目に、指定管理者となる団体の名称でございますが、岐阜県岐阜市宇佐南3丁目6番20号、株式会社技研サービス、代表取締役 関谷裕久であります。

3つ目といたしまして指定期間でございますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間であります。

続きまして、議案つづりの17ページをお願いいたします。

議案第67号 指定管理者の指定についてでございます。

こちら地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、御嵩町高齢者いきがい活動支援センターふしみ、通称あつと訪夢であります。

指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松波保夫であります。

指定期間ですが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間であります。

続きまして、議案つづりの18ページをお願いいたします。

こちら地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、みたけ健康館であります。

指定管理者となる団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町中2777番地28、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部、代表理事 松波保夫であります。

こちら指定期間は、26年4月1日から29年3月31日までの3年間であります。

今回上程させていただきました指定管理者団体の概要、それから選考の経緯につきましては、さきの議員全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございますが、定例会資料つづりの43ページから45ページに、それぞれの施設ごとに指定管理者選定に係る報告書がありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第66号、第67号、第68号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第64号並びに議案第65号につきまして御説明を申し上げさせていただきます。当該案件につきましては、本日町長の挨拶の中でも詳しく触れていただいておりますけれども、改めて御説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

議案第64号 御嵩町障害者支援多機能事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづり13ページ、それから資料つづり40ページをお願いいたします。

初めにここでお示しておきますが、御嵩町障害者支援多機能事業所とはあゆみ館のことでございますのでよろしくお願いいたします。

条例の一部を改正する内容につきましては、お手元の資料つづりで御説明申し上げます。40ページをよろしくお願いいたします。

当該条例で指定管理者の指定の手續について規定した第8条第1項で、現行、町長は指定管理者を指定しようとするときは、社会福祉法人のうち社会福祉事業について十分な知識及び経験を有すると認める者を選定するものとする規定しておりますが、地方自治法第244条の2に規定する参入する者の門戸を広げるとする趣旨にのっとりまして、「社会福祉法人」を「法人その他の団体」と改正するものであります。

あゆみ館につきましては皆様御承知のとおり、町で施設を設置し、その管理運営について、美濃加茂市に拠点がある社会福祉法人慈恵会に指定管理者として今現在管理運営を行っていたところでございます。本町に居住する方で知的、身体に障害のある方々を中心に通所により、創作活動、生産活動に励んでいただく健全な運営がなされているところでございます。現在、社会福祉法人慈恵会による指定管理につきましては第2期目に入りますが、平成26年度中に第3期目の指定管理者の指定を行い、平成27年4月から第3期目の指定管理に入る運びとなっております。こういった障害者に対する福祉サービスを実施する、あるいは提供する環境は今現在十分ではないんですが、あゆみ館のように社会福祉法人系の事業者に加えましてNPO法人系、あるいは医療法人系、株式会社系など、多数の事業参入が見られるような傾向にあります。

公の施設の管理につきましては、地方自治法の一部を改正する法律、平成15年法律第81号によりまして従来の管理委託制度から指定管理制度が導入されておりまして、その中で民間事業者やNPO法人等を含めた法人その他の団体等に管理主体となり得るものの範囲が拡大されているところであります。現在の障害者福祉サービス提供事業者の状況等から鑑みましても、本条例の第8条第1項中の社会福祉法人と限定した規定を地方自治法第244条の2の規定の趣旨に基づきまして、法人その他の団体に改正するというものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上で議案第64号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第65号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の制定についてでございます。

議案つづりの14ページ、15ページに今回制定しようとする条例の条文を、それから資料つづり41ページ、42ページに条例の制定に関する趣旨、各条文の概要を示しております。

説明につきましては、資料つづり41ページ、42ページで行いますのでよろしくお願いいたします。

ます。

今回上程しております条例の制定趣旨であります。一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成24年8月22日に子ども・子育て支援法が制定、公布され、この法律の趣旨に基づき、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援制度が全国で始まります。

この法律では、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、地域の子育て支援事業提供体制の確保及び事業の円滑な実施と充実を図るための計画である子ども・子育て支援事業計画の策定などについて意見を聞くための審議会等、合議制の組織となる市町村の子ども・子育て会議の設置が求められており、本町でも法第77条第1項及び第3項の趣旨、規定に基づき、御嵩町子ども・子育て会議を設置し、その設置及び組織運営に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

41ページ中段に、参考資料として子ども・子育て支援法第77条の抜粋が示してございますのでごらんいただけますでしょうか。

法第77条第1項には、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事業を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするとし、以下1号から4号までの事務処理をするよう定めております。

各号について少し御説明させていただきますが、第1号では特定教育・保育施設の利用定員に関し、法第31条第2項に規定する事務、つまり資料41ページの一番下に示してございます参考でございますが、①に示しております認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員に関する事項。第2号では、同じく下に示してございます②ですが、小規模保育や事業所内保育等の地域型保育事業の利用定員を定める事項。第3号では、市町村における子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更する事項。第4号では、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することが規定されており、これを処理するための合議制機関の組織及び運営に関し必要な事項は市町村の条例で定めると法第77条第3項で規定されております。この規定に基づきまして、先ほども申し上げましたが御嵩町子ども・子育て会議を設置するものであります。

会議の設置でございますが、現在は平成27年3月31日までの時限立法であります次世代育成支援対策推進法に基づきまして制定した計画で、現在子ども・子育て支援を執行しておりますところでございますが、新たにこの法に基づきまして組織を立ち上げそこで策定してまいります子ども・子育て支援事業計画を26年度中に策定することになります。この会議の中で、その内容について十分御審議をいただき策定に入る予定でございます。

資料つづり42ページにお移りいただけますでしょうか。各条文につきましての御説明をさせていただきます。

第1条では、本町における子ども・子育て会議の設置について規定しております。

第2条では、町で設置する子ども・子育て会議の所掌事務について。第1号として、先ほど御説明申し上げました子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務処理と、第2号で子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事務を行うことを定めております。

第3条では、組織について規定し、第1項で会議の委員数は15人以内とし、公募による町民、法第6条第2項に定める保護者、つまり親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護している保護者のことですが、の参加。それから、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子供及び子供の保護者に対する支援を行う業務に従事する者、子ども・子育て支援に関し知識、経験を有する者、その他町長が必要とする者を委員とし、委員は町長が委嘱する旨を2項で定めておるところでございます。

第4条では、第3条で委嘱した委員の任期を2年としております。任期満了に伴う再任、それから委員が欠けた際の補欠委員の任期についてもこの4条で規定しておるところでございます。

第5条では、本町の子ども・子育て会議に会長、副会長各1名置くこと。その職務について規定させていただいております。

第6条では、会議の招集、会議の成立、議決の条件、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求めることについて規定しております。

第7条では、当該会議の庶務を担当する部署として児童福祉を担当する課で処理することを定めております。現状では、児童福祉を担当しております福祉課が事務を取り扱うこととなります。

第8条では、条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が子ども・子育て会議に諮り定めることを規定しております。

また、附則として、第1項で条例の施行期日を公布の日からと定め、第2項では委員の任期の特例としてこの条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期を条例第4条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとすること。第3項で会議の招集の特例として、第6条第1項で会長が会議を招集することを定めておるところでございますけれども、初回の会議は組織構成が決定しない状況あります。それに伴いまして、第1回目につきましては町長が招集することを定めさせていただいております。

大変長く御説明申し上げましたが、以上で議案第64号、第65号、2件あわせて御説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（加藤保郎君）

ここで暫時休憩をします。

再開は10時30分とします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（加藤保郎君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月10日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。御苦勞さまでした。

午前10時32分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

